

白井市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）新旧対照表

改 正 案	現 行
○白井市監査基準 令和2年2月3日 監査委員訓令第1号 目次 第1章 総則（第1条—第4条） 第2章 一般基準（第5条—第10条） 第3章 実施基準（第11条—第17条） 第4章 報告基準（第18条—第21条） 第5章 雑則（第22条・第23条） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 白井市監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第10号までの監査（以下「監査」という。）、同項第11号の検査（以下「検査」という。）及び同項第12号から第15号までの審査（以下「審査」という。）の実施、報告等に関して、監査委員のよるべき基本事項を定めるとともに、議会及び市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）との関係を明確にすることを目的とする。 （規範性） 第2条 本基準は、監査委員監査の基準であり、監査委員は、実施可能にして合理的である限りこれに従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施するものとし、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。 （監査等の目的） 第3条 監査等の目的は、次の各号を実施することにより、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。 （1） 監査及び検査については、市の行財政運営が、法第2条第14項から第16項までの趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを住民の視点に立って確認し、監査委員が自ら入手した証拠を基に総合的に検証した結果を監査及び検査の結果や意見として提出し、法の規定にのっとり公表する。 （2） 審査については、市長から審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示していること及び予算の執行又は事業の経営が適正に効果的で効率的かつ経済的に行われていることを監査委員が自ら入手した証拠を基に審査した結果を意見として表明する。 （監査等の種類）	○白井市監査基準 令和2年2月3日 監査委員訓令第1号 目次 第1章 総則（第1条—第4条） 第2章 一般基準（第5条—第10条） 第3章 実施基準（第11条—第17条） 第4章 報告基準（第18条—第21条） 第5章 雑則（第22条・第23条） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 白井市監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第10号までの監査（以下「監査」という。）、同項第11号の検査（以下「検査」という。）及び同項第12号から第15号までの審査（以下「審査」という。）の実施、報告等に関して、監査委員のよるべき基本事項を定めるとともに、議会及び市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）との関係を明確にすることを目的とする。 （規範性） 第2条 本基準は、監査委員監査の基準であり、監査委員は、実施可能にして合理的である限りこれに従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施するものとし、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。 （監査等の目的） 第3条 監査等の目的は、次の各号を実施することにより、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。 （1） 監査及び検査については、市の行財政運営が、法第2条第14項から第16項までの趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを住民の視点に立って確認し、監査委員が自ら入手した証拠を基に総合的に検証した結果を監査及び検査の結果や意見として提出し、法の規定にのっとり公表する。 （2） 審査については、市長から審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示していること及び予算の執行又は事業の経営が適正に効果的で効率的かつ経済的に行われていることを監査委員が自ら入手した証拠を基に審査した結果を意見として表明する。 （監査等の種類）

第4条 監査等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項の規定による監査をいう。）
- (2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査をいう。）
- (3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条の規定による監査をいう。）
- (4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項の規定による監査をいう。）
- (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項の規定による監査をいう。）
- (6) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査をいう。）
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査をいう。）
- (8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条の規定による監査をいう。）
- (9) 市長又は企業管理者（公企法第7条の規定により設置される企業の管理者をいう。以下同じ。）の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の9第3項又は公企法第34条の規定による監査をいう。）
- (10) 共同設置機関の監査（法第252条の11第4項の規定による監査をいう。）
- (11) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査をいう。）
- (12) 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項の規定による審査をいう。）
- (13) 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査をいう。）
- (14) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項の規定による審査をいう。）
- (15) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項の規定による審査をいう。）

2 前項第1号に規定する財務監査は、法第199条第4項の規定による定期監査又は同条第5項の規定による随時監査として実施する。

（一部改正〔令和6年監委訓令1号〕）

第2章 一般基準

（倫理規範）

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。

- 2 監査委員は、常に独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って監査等を実施するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 監査委員は、第3条の目的を果たすため、常に自己研さんに努めるものとする。

（監査等の実施）

第4条 監査等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項の規定による監査をいう。）
- (2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査をいう。）
- (3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条の規定による監査をいう。）
- (4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項の規定による監査をいう。）
- (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項の規定による監査をいう。）
- (6) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査をいう。）
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査をいう。）
- (8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条の規定による監査をいう。）
- (9) 市長又は企業管理者（公企法第7条の規定により設置される企業の管理者をいう。以下同じ。）の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の8第3項又は公企法第34条の規定による監査をいう。）
- (10) 共同設置機関の監査（法第252条の11第4項の規定による監査をいう。）
- (11) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査をいう。）
- (12) 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項の規定による審査をいう。）
- (13) 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査をいう。）
- (14) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項の規定による審査をいう。）
- (15) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項の規定による審査をいう。）

2 前項第1号に規定する財務監査は、法第199条第4項の規定による定期監査又は同条第5項の規定による随時監査として実施する。

（一部改正〔令和6年監委訓令1号〕）

第2章 一般基準

（倫理規範）

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。

- 2 監査委員は、常に独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って監査等を実施するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 監査委員は、第3条の目的を果たすため、常に自己研さんに努めるものとする。

（監査等の実施）

第6条 監査委員は、監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。

- 2 前項のリスクの重要度については、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。

(報告の徴取)

第7条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の4第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

- 2 監査委員は、法第243条の2第10項の規定により、同条第8項に規定する公金事務の指定公金事務取扱者(同条第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。)に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(一部改正〔令和6年監委訓令1号・7年1号〕)

(監査調書の作成及び保存)

第8条 監査委員は、監査計画並びにこれに基づき実施した監査等の結果及び関連する証拠を監査調書として作成し、白井市文書管理規程(平成4年訓令第1号)に定める文書の保存期間に応じて適切に保存するものとする。

(情報管理)

第9条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

- 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に取り扱うものとする。

(一部改正〔令和5年監委訓令1号〕)

(質の管理)

第10条 監査委員は、監査等が本基準に準拠して適切に実施されるために必要な質を確保するよう努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査等のすべての過程において、監査委員に関する事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するものとする。

第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第11条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手して、決定する監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査計画の策定)

第12条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の理念及び方針、リスク管理体制及び内部統制体制等のガバナンスの状況、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況等、監査資源等を総合的に勘案し、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査計画を策定するものとする。

- 2 監査委員は、監査計画の策定に当たり、リスクの重要性、過去の監査結果に対する措置の状況等を評価し、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

第6条 監査委員は、監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。

- 2 前項のリスクの重要度については、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。

(報告の徴取)

第7条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の4第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

- 2 監査委員は、法第243条の2第10項の規定により、同条第8項に規定する公金事務の指定公金事務取扱者(同条第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。)に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(一部改正〔令和6年監委訓令1号・7年1号〕)

(監査調書の作成及び保存)

第8条 監査委員は、監査計画並びにこれに基づき実施した監査等の結果及び関連する証拠を監査調書として作成し、白井市文書管理規程(平成4年訓令第1号)に定める文書の保存期間に応じて適切に保存するものとする。

(情報管理)

第9条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

- 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に取り扱うものとする。

(一部改正〔令和5年監委訓令1号〕)

(質の管理)

第10条 監査委員は、監査等が本基準に準拠して適切に実施されるために必要な質を確保するよう努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査等のすべての過程において、監査委員に関する事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するものとする。

第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第11条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手して、決定する監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査計画の策定)

第12条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の理念及び方針、リスク管理体制及び内部統制体制等のガバナンスの状況、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況等、監査資源等を総合的に勘案し、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査計画を策定するものとする。

- 2 監査委員は、監査計画の策定に当たり、リスクの重要性、過去の監査結果に対する措置の状況等を評価し、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の種類別実施予定時期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) その他必要と認める事項

(監査計画の変更)

第13条 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を変更するものとする。

(監査等の手続)

第14条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、監査等の対象に係るリスクの重要度、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮して、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。

3 監査の手続は、試査又は精査によるものとし、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。

4 監査委員は、監査等の実施の結果、不正の兆候又は不正の事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第15条 監査委員は、効率的かつ効果的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析の手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱及びその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

(他者情報の利活用及び調整)

第16条 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等（法第199条第7項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

2 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの質の管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。

3 監査委員は、学識経験者から意見を聴く等、専門家の業務を利活用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査等の証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討するものとする。

4 監査委員は、外部監査人に対し、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第17条 監査委員は、原則として、監査の結果に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の種類別実施予定時期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) その他必要と認める事項

(監査計画の変更)

第13条 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を変更するものとする。

(監査等の手続)

第14条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、監査等の対象に係るリスクの重要度、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮して、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。

3 監査の手続は、試査又は精査によるものとし、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。

4 監査委員は、監査等の実施の結果、不正の兆候又は不正の事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第15条 監査委員は、効率的かつ効果的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析の手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱及びその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

(他者情報の利活用及び調整)

第16条 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等（法第199条第7項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

2 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの質の管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。

3 監査委員は、学識経験者から意見を聴く等、専門家の業務を利活用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査等の証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討するものとする。

4 監査委員は、外部監査人に対し、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第17条 監査委員は、原則として、監査の結果に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

る。

第4章 報告基準

(報告及び意見の提出等)

第18条 監査委員は、監査（第4条第1項第8号の監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を市長等（同項第9号の監査にあつては市長又は企業管理者、同項第10号の監査にあつては他の関係普通地方公共団体の長）へ提出するものとし、監査（同項第7号から第10号までの監査を除く。）の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

2 監査委員は、審査を終了したときは、審査意見を市長に提出するものとする。

3 監査委員は、監査又は検査の結果に関する報告及び意見（以下「監査報告等」という。）の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

（一部改正〔令和6年監委訓令1号〕）

(監査報告等の内容)

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査又は検査の結果及び意見
- (8) その他必要と認める事項

2 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容、理由等を記載するものとする。

(監査委員の合議)

第20条 次に掲げる監査報告等の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号から第6号まで及び第9号に定める監査結果
- (2) 第4条第1項第8号に定める監査及び勧告
- (3) 第4条第1項第12号から第15号までに定める審査意見
- (4) 法第252条の38第5項の規定による外部監査人の監査結果に関する意見
- (5) 法第252条の39第7項の規定による住民の直接請求に基づく監査について、個別外部監査によること及び個別外部監査の締結に関する意見
- (6) 法第252条の40第4項において読み替えて準用する法第252条の39第7項の規定による議会の請求に基づく監査について、個別外部監査によること及び個別外部監査の締結

る。

第4章 報告基準

(報告及び意見の提出等)

第18条 監査委員は、監査（第4条第1項第8号の監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を市長等（同項第9号の監査にあつては市長又は企業管理者、同項第10号の監査にあつては他の関係普通地方公共団体の長）へ提出するものとし、監査（同項第7号から第10号までの監査を除く。）の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

2 監査委員は、審査を終了したときは、審査意見を市長に提出するものとする。

3 監査委員は、監査又は検査の結果に関する報告及び意見（以下「監査報告等」という。）の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

（一部改正〔令和6年監委訓令1号〕）

(監査報告等の内容)

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査又は検査の結果及び意見
- (8) その他必要と認める事項

2 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容、理由等を記載するものとする。

(監査委員の合議)

第20条 次に掲げる監査報告等の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号から第6号まで及び第9号に定める監査結果
- (2) 第4条第1項第8号に定める監査及び勧告
- (3) 第4条第1項第12号から第15号までに定める審査意見
- (4) 法第252条の38第5項の規定による外部監査人の監査結果に関する意見
- (5) 法第252条の39第7項の規定による住民の直接請求に基づく監査について、個別外部監査によること及び個別外部監査の締結に関する意見
- (6) 法第252条の40第4項において読み替えて準用する法第252条の39第7項の規定による議会の請求に基づく監査について、個別外部監査によること及び個別外部監査の締結

に関する意見 (7) 法第252条の41第4項において読み替えて準用する法第252条の39第7項の規定による市長の要求に基づく監査について、個別外部監査によること及び個別外部監査の締結に関する意見 (8) 法第252条の42第4項において読み替えて準用する法第252条の39第7項の規定による市長の要求に基づき財政援助団体等に対する監査について、個別外部監査によること及び個別外部監査の締結に関する意見 (9) 法第252条の43第3項において読み替えて準用する法第252条の39第7項及び法第252条の43第8項の規定による住民監査請求に係る監査について、個別外部監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議 (10) 法第252条の43第5項の規定に基づき適用する法第242条第8項の規定による住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告 (監査報告等の公表) 第21条 監査委員は、監査報告等のうち、第4条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第10号に定める監査に係るものについては、速やかに公表するものとする。 第5章 雑則 (措置状況の報告等) 第22条 監査委員は、業務の改善を促すため、監査の結果に基づく措置状況について、市長等に適時報告を求めるよう努めるものとする。 2 監査委員は、第4条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第10号の監査の結果に基づく市長等からの措置状況の通知があったときは、これを公表するものとする。 3 監査委員は、第4条第1項第8号に定める住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、市長等から必要な措置を講じた旨の通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。 (雑則) 第23条 本基準に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が別に定める。 附 則 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和5年監委訓令第1号) この訓令は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 (令和6年監委訓令第1号) この訓令は、公示の日から施行する。 附 則 (令和7年監委訓令第1号) この訓令は、令和7年4月1日から施行する。	に関する意見 (7) 法第252条の41第4項において読み替えて準用する法第252条の39第7項の規定による市長の要求に基づく監査について、個別外部監査によること及び個別外部監査の締結に関する意見 (8) 法第252条の42第4項において読み替えて準用する法第252条の39第7項の規定による市長の要求に基づき財政援助団体等に対する監査について、個別外部監査によること及び個別外部監査の締結に関する意見 (9) 法第252条の43第3項において読み替えて準用する法第252条の39第7項及び法第252条の43第8項の規定による住民監査請求に係る監査について、個別外部監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議 (10) 法第252条の43第5項の規定に基づき適用する法第242条第8項の規定による住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告 (監査報告等の公表) 第21条 監査委員は、監査報告等のうち、第4条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第10号に定める監査に係るものについては、速やかに公表するものとする。 第5章 雑則 (措置状況の報告等) 第22条 監査委員は、業務の改善を促すため、監査の結果に基づく措置状況について、市長等に適時報告を求めるよう努めるものとする。 2 監査委員は、第4条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第10号の監査の結果に基づく市長等からの措置状況の通知があったときは、これを公表するものとする。 3 監査委員は、第4条第1項第8号に定める住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、市長等から必要な措置を講じた旨の通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。 (雑則) 第23条 本基準に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が別に定める。 附 則 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和5年監委訓令第1号) この訓令は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 (令和6年監委訓令第1号) この訓令は、公示の日から施行する。 附 則 (令和7年監委訓令第1号) この訓令は、令和7年4月1日から施行する。
--	--